

自動車NO_x・PM法に基づく重点対策地区について

1. 制度制定の背景

前回計画策定後の中間目標時点の平成17年度以降、国の中央環境審議会において計画の進捗状況等の評価を行ったところ、自動車NO_x・PM法対策地域において、大気環境は着実に改善しているものの、自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を達成していない局地的な汚染が継続していました。

また、そのような局地的な汚染については、現行法の車種規制の及ばない対策地域外からの流入車による影響が大きいこともわかってきました。

このため、大気環境基準の非達成地域において、できる限り早期に基準を達成し、達成地域においては良好な環境を維持するため、一層の対策を講ずることが必要であるとして、平成19年に法改正が行われ、重点対策地区の指定制度が導入されました。

2. 重点対策地区の指定

(1) 局地汚染対策（※粒子状物質についても同様に規定）

①窒素酸化物重点対策地区の新設

- 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域内で大気の汚染が特に著しく、対策を計画的に実施する必要がある地区を、窒素酸化物重点対策地区に指定。
- 窒素酸化物重点対策計画を策定し、対策を重点的に実施。

②建物の新設に係る届出

- 窒素酸化物重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者に対し、排出量の抑制のための配慮事項等の届出を義務付け。

(2) 流入車対策

①自動車を使用する事業者に係る流入車対策

- 対策地域周辺から重点対策地区のうちの指定地区へ運行する自動車を使用する一定の事業者には、窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画作成・提出や定期報告を義務付け。

②事業者の努力義務

- 対策地域周辺から対策地域内に運行する自動車を使用する事業者及び当該事業者に輸送を行わせる事業者に対し、窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け。

3. 全国の指定の状況

なし

4. その他

平成23年3月の基本方針の改正により、旧方針では「例えば交差点近傍のような合理的な範囲とし、必要以上に広範囲に指定されることのないように留意するものとする。」とされていましたが、「地域の状況や特性に応じて合理的な範囲となるように留意するものとする。」となりました。



